

○ 財務省令第百八十四号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第66号）
平成十一条規則（平成十五年大蔵省令第101号）
平行条項規則（平成十六年六月五日より施行する）
行取扱規則（平成十六年六月五日より基づき、定期引短期債券及び政府短期債券の発行等に適用する。）

（第四百五十三回）

二 一 発十條事務省
の法發号名
條律行稱及
項及の
び根
そ拠記

三 二 一 発十條事務省
用振替法の適
行方法

競争う札価振の以律社項五条律一二第十条九特
争入（）へ格替適下（）へ債及条第第項十一二第年別
入札に以機用「平成十三年法律第七十五条」
札發行による発行（以下「札入」といふ。）
と同時に行う。され及るび価入札格競い入の規
競争は受けるも、競争て行う。
日本銀行との間の債権債務の取扱いは、その規
定によつて行はる。

六

イ
發入価
札格行
發競
行爭額口
方募入価法入
札格決
發競定
行爭の

八は行十第同条特融円は発四う千額
 千、し七百条第別資、行十ち万面
 万額た条三第一会資財額し六、円金
 円面政第十四項計金政面た条特額
 金府一六項、に法法金割第別で
 額項条、第関第第額引一會二
 で期の第第九す九七で短項計兆
 千規一十九る条条二期のに三
 九証定項十四法第第兆国規關千
 百券に及五條律一一千債定す三
 九に基び第第項項三ににる十
 十づづ第一二八並、十づ基法二
 九いき百項十び財三いづ律億
 億て發三、三に政億てき第八

五

込募各當も各
 み限國ての申
 の度債るか込
 応額市。らみ
 募の場その
 額範特のう
 を囲別応ち
 割内參募應
 りに加額募
 当お者を価
 ていご順格
 るてと次の
 。各の割高
 申応りい
 価一を場で
 格國定特あ
 競債め別つ
 争市る参て
 入場も加、
 札特の者財
 発別にご務
 行參よと大
 「加るに臣
 と者發応が
 い・行募各
 う第へ限國
 。I以度債
 非下額市

十二	口	イ一	發	振額最	八	口	イ	行	口
償行争非者特国		入価発		替	低行争非者特国	入価込	行争非者特国		
還入価・別債		札格行行		額	入価・別債札格	金	入価・別債		
期札格第参市		発競価		単面	札格第参市	発競金	札格第参市		
限発競I加場		行争格日		位金	発競I加場行争額		発競I加場		
平	十額募十額	平す額の振	千		千千千二		面た条特		
成	六面価六面	成るの記替	万		円九六兆		金割第別		
二	錢金格錢金	二。整載法	円		百百三		額引一會		
十七	五額二額	十數又の			六円千		で短項計		
年	厘百厘百	六倍は規			十二		千期のに		
五	円以円	年の記定			六十		九国規関		
月	に上に	五金録に			億四		百債定す		
二	つにつ	月額はよ			三億		六ににる		
十	きそき	ニに、る			千七		十つ基法		
日	九れ九	十よ最振			百千		七いづ律		
	十ぞ十	日る低替			十十四		億てき第		
	九れ九	も額口			五四		円は発四		
	円の円	の面座			万万		、行十		
	九応九	と金簿			五三		額し六		

十
六
十
五
十
四
十
三

払者入場元償
込札所金還
期参支金
日加払額

平 財 日 額 償 当 た
成 務 本 面 還 た だ
二 大 銀 金 金 る し
十 臣 行 額 を と 、
六 か 百 支 き 償
年 ら 円 払 は 還
五 通 に う 、 期
月 知 つ 。 そ が
二 を き の 銀
十 受 百 翌 行
日 け き 営 休
た 円 日 業 業
者 日 日
に に